

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅の固定資産税が減額

●問合先 市役所税務課 資産税G 内線2003、2004

耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修の各工事を行った住宅の固定資産税が減額されます（耐震改修とバリアフリー改修または耐震改修と省エネ改修との同時適用不可／都市計画税は減額されません）。申告書の提出期限は、工事完了後から3か月以内です。

必要書類	減額期間	減税額	工事内容	減額対象となる要件 (全ての要件を満たすもの)	
- 固定資産税減額申告書② - 耐震基準に適合した工事であることの証明書③ - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など）	工事完了期間 H25～27 減額期間 1年間	1戸当たり120㎡相当分までの固定資産税の2分の1を減額	現行の耐震基準に適合した改修工事 一定のバリアフリー改修工事（手すりの取り付けや床の段差解消、浴室・トイレの改良など）	- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅 - 平成18年1月1日～平成27年12月31日に改修工事を完了した住宅 - 改修費用が50万円を超えるもの①	耐震改修
- 固定資産税減額申告書② - 要件を満たすことを示す書類（介護保険被保険者証など） - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など）またはバリアフリー改修工事を証明する書類③ - 補助金などの給付を受けた場合、金額の確認できる書類	改修工事が完了した年の翌年度分のみ	1戸当たり100㎡相当分までの固定資産税の3分の1を減額	現行の省エネ基準に適合した改修工事（窓の改修《必須》、床、天井、壁の断熱改修工事）	- 平成19年1月1日以前に建築された住宅（貸家住宅を除く） - 平成19年4月1日～平成28年3月31日に改修工事を完了した住宅 - 改修費用が50万円を超えるもの（補助金などを除く）① 65歳以上の者・要介護認定者または要支援認定者・障がい者のいずれかの者が居住する住宅	バリアフリー改修
- 固定資産税減額申告書② - 省エネ基準に適合した工事であることの証明書③ - 工事関係書類（明細書・写真・領収書など）		1戸当たり120㎡相当分までの固定資産税の3分の1を減額	現行の省エネ基準に適合した改修工事（窓の改修《必須》、床、天井、壁の断熱改修工事）	- 平成20年1月1日以前に建築された住宅 - 平成20年4月1日～平成28年3月31日に改修工事を完了した住宅 - 改修費用が50万円を超えるもの①	省エネ改修

- ①平成25年3月31日までに改修工事に係る契約が締結された場合は、30万円以上
 ②申告書は市ホームページまたは税務課窓口で取得
 ③建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関などが発行

レディース検診を受けましょう！

●会場、申込・問合先 保健センター

☎48・6000

子宮頸がん・乳がん検診が一度に受けられます。検診日は土曜日もありますので、この機会に、早期受診をお勧めします。

①子宮頸がん・乳がん超音波検診

▽料金 1640円

▽対象年齢 30～40・42・44・48・50・52・54歳

▽受付時間 午後1時～1時15分

午後1時45分～2時

②子宮頸がん・乳がんマンモグラフィ単独（2方向）検診

▽料金 2150円

▽対象年齢 41・43・45・46・47・49歳

▽受付時間 午後1時45分～2時

③子宮頸がん・乳がんマンモグラフィ単独（1方向）検診

▽料金 1640円

▽対象年齢 51歳以上の奇数年齢、56歳

▽受付時間 午後1時～1時15分

午後1時45分～1時15分

※75歳以上の方、無料クーポン対象者は無料

※申込状況に応じて受付時

※申込状況に応じて受付時

※いずれの検診も対象年齢は平成27年3月31日現在

▽検診日 12月6日（土）8日（月）

▽対象にならない方

・今年度、既に集団検診・医療機関検診を受診した（または今年度受診予定）の方

・妊娠中または可能性がある方

・現在乳房・子宮疾患で治療中または経過観察中の方、症状のある方

※豊胸手術後の方、ペースメーカー使用の方、授乳中・卒乳直後の方は原則受診不可（詳細は要相談）

▽定員 1日①30人・②③25人※超過の場合抽選

▽申込方法 氏名、年齢、検診名、希望日を電話または窓口で伝え申し込む

▽申込期間 11月4日（火）～10日（月）※午前8時30分～午後5時15分（土・日曜除く）